

備前市病院事業告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の告示

給食業務委託について、公募型プロポーザル方式を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）第5条の規定により告示します。

令和元年8月1日

備前市病院事業管理者 荻野 健次

1. 業務の目的

本事業は、病院、高齢者施設における給食業務を誠実かつ経済的に行うため、給食業務に係る技術、企画力、実施方法や体制などについて提案させ、プロポーザル方式により受託業者を選定するもの。

2. 業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | ①給食業務委託（備前病院及び備前さつき苑）
②給食業務委託（日生病院）
③給食業務委託（吉永病院） |
| (2) 委託期間 | 令和2年4月1日～令和5年3月31日 |
| (3) 業務概要 | 「給食業務委託仕様書」ほかによる。 |
| (4) 実施方法 | 公募型プロポーザルにより契約候補者を選定する。 |
| (5) 契約方法 | 選定された業者と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約する。 |

3. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 備前市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 国税、県税、及び市税に滞納がない者であること。
- (5) 医療関連サービスマーク認定事業者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

- (7) 病床数が50床以上の病院において、患者給食業務の受託実績を継続して3年以上有する者であること。
- (8) 病院、高齢者施設等で3年以上継続して食事提供業務等の受託実績があること。
- (9) 1年以内において、病院、高齢者施設等で食中毒等の事例発生により営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 備前市の入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者にあつては、参加表明書の提出期限までに資格取得手続きを終えること。
- (11) プロポーザルに参加する者は、提出期限までに参加表明書を提出すること。

なお、入札参加資格審査申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。

4. 日程及び提出期限

- (1) 募集要領の告知 令和元年8月 1日(木)
- (2) 質問受付及び現地調査期間 令和元年8月 2日(金)～同8月23日(金)
- (3) 質問の回答期限 令和元年8月30日(金)
- (4) 参加表明書の提出期限 令和元年9月 4日(水)
- (5) 参加資格の通知 令和元年9月11日(水)
- (6) 提案書等提出期限 令和元年9月17日(火)15時
- (7) 審査(提案書等による書類審査、プレゼンテーション) 令和元年9月下旬
- (8) 審査結果通知 令和元年10月上旬

5. 参加申出等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和元年9月4日までに、「参加表明書（様式1）」を提出すること。

提出先及び連絡先

(1) 参加表明書及び提案書

備前市国民健康保険市立備前病院 事務部庶務係 担当者：樋本
 〒705-8501 岡山県備前市伊部2245番地
 TEL 0869-64-3385(代) FAX 0869-63-3012
 E-mail bzbizen-hos@city.bizen.lg.jp

(2) 入札参加資格の質問受付

備前市役所 総務部 契約管財課 契約監理係
 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地
 TEL (0869)64-1813 FAX (0869)64-3845

6. 受託業者の選定

(1) プレゼンテーション

参加表明書及び提案書の提出のあった業者に対し、日時、会場等を通知して招集し、プレゼンテーションを実施させる。

(2) 選定方法

当該給食業務受託業者の選定は、参加者の提案書、参考見積書、プレゼンテーションの内容等を、備前市病院事業給食業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において総合的に評価し、総合評価点が最高得点の者を契約の候補者とする。

同点の場合は、審査委員会の決するところによる。

契約の候補者とは、随意契約に向けた交渉を行う。

(3) 選定結果の通知等

選定結果は、契約の候補者の決定後速やかに、それぞれの選定結果に応じて全提出者に通知する。

選定結果についての異議は、一切申し立てることはできないものとする。

7. 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、期限内に提案書を提出すること。

提案書は、提出方法に従って参考見積書（任意様式）と共に提出するものとする。

提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

また、提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

提案書等の提出方法、提出先、提出期限等

(1) 提出期限	令和元年9月17日（火）15時まで 期限前日までの受付時間は、午前9時から午後5時まで （土曜日、日曜日及び祝日は除く）
(2) 提出場所	備前市国民健康保険市立備前病院 事務部庶務係
(3) 提出部数	◇提案書 ①備前病院及び備前さつき苑 ②日生病院 ③吉永病院 1 提案につき10部 （うち1部は、会社名を記載し、押印すること） ◇会社概要 1 提案につき1部 ◇参考見積書 1 提案につき1部

	◇必要帳票サンプル 評価基準及び提案書作成要領へ記載の帳票 1 提案につき 1 部
(4) 提出方法	持参又は郵送（提出期限日時必着）
(5) その他	要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

8. 提案書等に関する質問の受付及び回答

質問書（様式2）を使用しメールにより提出すること。

(ア) 質問提出先	<p>①備前病院及びさつき苑に係るもの 市立備前病院 事務部庶務係 樋本 〒705-8501 岡山県備前市伊部2245番地 TEL 0869-64-3385 FAX 0869-63-3012 E-mail : bzbizen-hos@city.bizen.lg.jp</p> <p>②日生病院に係るもの 市立日生病院 事務部庶務係 小野田 〒701-3202 岡山県備前市日生町寒河2570番地41 TEL 0869-72-1111 FAX 0869-72-3016 E-mail : bzhinase-hos@city.bizen.lg.jp</p> <p>③吉永病院に係るもの 市立吉永病院 事務部庶務係 長安 〒709-0224 岡山県備前市吉永町吉永中563番地4 TEL 0869-84-2120 FAX 0869-84-3865 E-mail : bzyoshinaga-hos@city.bizen.lg.jp</p>
(イ) 質問受付期間	令和元年8月2日(金)から同8月23日(金)まで。

9. 提案書等の評価基準及び選定方法

(1) 提案書の評価基準

評 価 項 目

- ・業務受託に関する基本的な考え方
 - ・献立の理解・提案（企画力等）
 - ・業務遂行能力、業務管理体制、危機管理体制 等
- ※各病院・施設の評価基準及び提案書作成要領を参照のこと

（２）選定方法

- ①一次評価 応募された提案書等による書類審査により採点。
- ②二次評価 上記にプレゼンテーションにおける採点を加え、最優秀者（最高得点者）と優秀者（第２位得点者）の各１者を選定(特定)
なお、プレゼンテーションは各社30分(提案15分・質疑応答15分)を予定する。
- ③選定結果 最終審査の結果は10月上旬に参加者に対し書面により通知を行う。

10. 選定結果に関する事項

- （１）選定(特定)されなかった者に対しては、選定(特定)されなかった旨を、書面（非特定通知書）により通知する。
- （２）上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に書面（書式は自由、ただしA4判とする。）により、備前市病院事業管理者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- （３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行なう。
- （４）非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ①受付場所：8（ア）の質問提出先に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

11. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- （１）参加表明書を提出した者が、審査委員会委員に直接、間接を問わずに接触を求めた場合
- （２）参加表明書を提出した者で、参加表明書の提出日から契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- （３）審査の公平さに影響がある行為があったと認める場合

12. 随意契約に係る見積書の徴取

- （１）備前市病院事業管理者は、審査委員会が選定(特定)した最優秀者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方として特定するものとする。ただし、辞退その他の理由により最優秀者からの見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を

見積書の徴取の相手方とする。

- (2) 契約手続きは、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）の定めるところによるものとする。

1 3. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (2) 提案書作成、提出等に係る費用は全て参加者の負担とする。

(3) 無効となる提案書

提案書が、次の一つでも該当する場合には無効となることがある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、その者に対して指名停止措置を行なうことがある。

(5) 提案書の取り扱い

- ①提出された提案書は返却しません。
- ②提出された提案書は、提案書の提出を要請する者の選定、最優秀者及び優秀者を特定する以外は、提出者に無断で使用しない。
- ③提出された書類は、選定(特定)を行なう作業に必要な範囲内で複製することがある。
- ④提出された提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがあります。非公開を求める場合はその旨を提案書に記載すること。記載なき場合は、公開に同意したものとみなします。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開します。
- ⑤上記④において、提案書が特定されるまでの間であれば、公開についての意思を変更することができる。この場合書面（書式自由、ただしA4版とする。）にその旨を記載し、提出すること。
- ⑥提案書の提出は1者につき1案とする。

- (6) 参加表明締め切り以後に受け付けた、すべての書類の内容変更は、記載ミス等の軽微なものを除き原則認めない。